

□ 附属資料

1. 道南地域公共交通活性化協議会規約

道南地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、道南地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(協議会の委員等)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会には会長が必要と認める者を出席させることができる。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、北海道渡島総合振興局地域創生部長をもって充てる。
- 3 副会長は、北海道檜山振興局地域創生部長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 6 会長及び副会長は、相互に兼ねることができない。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。
 - (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
 - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
 - (4) 協議会の解散に関する事項
 - (5) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項

- 4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。
- 5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第4号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
- 10 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
- 11 前各項に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第7条 第3条各号に掲げる事業について調査及び検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第8条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

（守秘義務）

第9条 委員、第4条第2項の規定により協議会に出席した者及び第7条に規定する分科会に出席した委員以外の者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、北海道渡島総合振興局地域創生部地域政策課新幹線推進室及び北海道檜山振興局地域創生部地域政策課に置く。
- 3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。
- 4 事務局長は、北海道渡島総合振興局地域創生部地域政策課新幹線推進室長をもって充てる。
- 5 事務局次長は、北海道檜山振興局地域創生部地域政策課長をもって充てる。
- 5 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総会等の運営に関する業務
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する業務

6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事故の処理)

第11条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年3月29日から施行する。

別表（第4条関係）

【委員】

区 分	組 織 名	職 名	備 考
市 町	函館市	企画部計画推進室 交通政策課長	
	北斗市	企画課長	
	松前町	政策財政課長	
	福島町	企画課長	
	知内町	政策調整課長	
	木古内町	まちづくり未来課長	
	七飯町	政策推進課長	
	鹿部町	企画振興課長	
	森町	企画振興課長	
	八雲町	政策推進課長	
	長万部町	まちづくり推進課長	
	江差町	まちづくり推進課長	
	上ノ国町	総務課長	
	厚沢部町	政策推進課長	
	乙部町	総務課 地域振興対策室長	
	奥尻町	地域政策課長	
今金町	まちづくり推進課長		
せたな町	まちづくり推進課長		
交通事業者	函館バス株式会社	常務取締役	
	一般社団法人函館地区ハイヤー協会	専務理事	
	北海道旅客鉄道株式会社 函館支社	企画次長	
	道南いさりび鉄道株式会社	経営企画部長	

道路管理者	国土交通省北海道開発局 函館開発建設部	道路計画課長	
	北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	事業室地域調整課長	
公安委員会・警察	北海道警察函館方面本部	交通課課長補佐	
国	国土交通省北海道運輸局 函館運輸支局	首席運輸企画専門官	
北海道	北海道渡島総合振興局	地域創生部長	会 長
	北海道檜山振興局	地域創生部長	副会長

2. 道南地域公共交通活性化協議会の開催経緯

開催日	開催内容
令和5年3月29日	道南地域公共交通活性化協議会の設立 第1回道南地域公共交通活性化協議会総会（オンライン開催） （1）道南地域公共交通活性化協議会規約（案）について （2）計画策定に係る今後のスケジュールについて
8月3日	第2回道南地域公共交通活性化協議会総会（オンライン開催） （1）道南地域公共交通計画（ただき台）について （2）今後のスケジュールについて
令和6年2月13日	第3回道南地域公共交通活性化協議会総会（オンライン開催） （1）道南地域公共交通計画（案）について （2）今後のスケジュールについて
3月19日	第4回道南地域公共交通活性化協議会総会（書面開催） （1）道南地域公共交通計画（案）パブリックコメント結果について （2）道南地域公共交通計画（成案）の承認可否について

3. 地域住民の地域公共交通に関する意向等の把握について

(1) 渡島地域

渡島地域の各市町においては、それぞれ個別の地域公共交通計画を策定または今後の策定を予定しており、地域交通に対する住民のニーズを把握するため、適宜アンケート調査を実施していることから、本計画の策定に当たり、各市町からのデータ提供を依頼し、本意向調査に必要な「公共交通に対するニーズ」に関する情報収集を行った。調査を実施しない自治体（知内町）等については、渡島総合振興局と共同で調査を実施するなどした。

同分析結果については、本文中の道南地域における通勤・通学時の主な移動手段（52ページ）、住民の通院時の主な移動手段（69ページ）に記載している。

自治体名	住民の公共交通に係る意向把握のため実施した調査の概要	
	調査名	調査時期
函館市	公共交通の実態把握に向けたアンケート調査	R5. 1
北斗市	一般市民向けアンケート	R2. 10～11
松前町	松前町の公共交通に関するアンケート	R4. 10～11
福島町	公共交通に関するアンケート	R3. 12
知内町	知内町の公共交通の実態把握に向けたアンケート	R4. 11～12
木古内町	公共交通の実態把握に向けたアンケート調査	R5. 1
七飯町	公共交通をより良くするためのアンケート	R3. 08
鹿部町	公共交通に関するアンケート	R1. 10～11
森町	公共交通をより良くするためのアンケート	R2. 10
八雲町	公共交通に関するアンケート	R1. 08
長万部町	公共交通確保のための利用動向調査	R3. 10～11

知内町の公共交通の実態把握に向けた アンケート調査票

- 15歳以上の知内町在住の方がお答えください
- 質問中の選択肢には、「○」を付けてください
- 質問中の()内には、具体的な記述をお願いします

1. あなたご自身のことについて教えてください

問1	あなたの「性別」「年齢」【それぞれ○は1つ】				
性別	ア.男性	イ.女性	ウ.その他	エ.回答したくない	
年齢	ア.15～19歳	イ.20歳代	ウ.30歳代	エ.40歳代	オ.50歳代
	カ.60～64歳	キ.65～69歳	ク.70歳以上		

問2	あなたの「職業」【○は1つ】				
	ア.会社員・団体職員	イ.自営業	ウ.農林水産業	エ.公務員	オ.学生
	カ.パート・アルバイト	キ.主婦（主夫）	ク.無職	ケ.その他	

問3	あなたの「お住まいの地区」【○は1つ】				
	ア.中ノ川地区	イ.森越地区	ウ.渡島知内地区	エ.きらく地区	オ.重内地区
	カ.湯ノ里地区	キ.上雷地区	ク.元町地区	ケ.前浜地区	コ.涌元谷地地区
	サ.はまなす地区	シ.涌元地区	ス.小谷石地区		

問4	あなたの「運転免許・自動車の保有状況」【○は1つ】				
	ア.免許も自動車もある	イ.免許はあるが、自動車はない			
	ウ.免許は返納した	エ.免許を持ったことはない			

※ 問5～6は、問4で「ア.免許も自動車もある」「イ.免許はあるが自動車はない」とお答えの方のみにお聞きします(それ以外の方は、問7にお進みください)

問5	あなたの「今後の自動車の運転意向」【○は1つ】				
	ア.できる限り運転したい ⇒ ()歳ごろまで				
	イ.免許の返納を考えている ⇒ ()年後くらいに		ウ.分からない		

問6	あなたが「将来、運転が困難になった時の移動手段」【○はいくつでも】				
	ア.徒歩	イ.自転車	ウ.路線バスを利用	エ.デマンドバスを利用	
	オ.タクシー・ハイヤーを利用		カ.外出支援サービスを利用		
	キ.家族や知り合いに送迎してもらおう		ク.町内の便利なところに引っ越す		
	ケ.町外の便利なところに引っ越す		コ.外出を控える		
	サ.その他()				

2. あなたの日常生活の状況について教えてください

問9 あなたの「通院」の状況			
※ここでいう「通院」とは、「病院・診療所(医院・クリニックなど)に行くこと」を指します			
通院の頻度 【〇は1つ】	ア.週に()日 イ.月に()日 ウ.年に()日 エ.通院していない →次ページの間10へお進みください		
よく行く通院先の市町 【〇はいくつでも】	ア.知内町内 イ.松前町 ウ.福島町 エ.木古内町 オ.函館市 カ.その他()		
よく行く医療機関 【記入式】	具体的な医療機関名()		
通院の移動手段 【〇はいくつでも】	ア.徒歩 イ.自転車 ウ.函館バス エ.デマンドバス オ.タクシー・ハイヤー カ.通院先の無料送迎バス キ.バイク(原付を含む) ク.外出支援サービス ケ.自動車(自分の運転) コ.自動車(家族等の送迎) サ.その他()		
よく通院する曜日 【〇はいくつでも】	ア.月曜日 イ.火曜日 ウ.水曜日 エ.木曜日 オ.金曜日 カ.土曜日 キ.日曜日 ク.決まっていない		
通院先に到着する時間帯 【記入式】	記入例(9)時台 ()時台	通院先での滞在時間 【記入式】	記入例(2)時間(30)分 ()時間()分

3. 公共交通に対するニーズについて教えてください

問10 あなたの普段の生活にて「移動で困っていること」【〇はいくつでも】
ア.冬場の運転が不安 イ.車を運転できなくて、外出機会が制限されている ウ.まわりに送迎してくれる人がおらず、外出機会が制限されている エ.まわりの人と送迎合っているが、事故などの不安がある オ.移動する時間に利用できる交通手段がない カ.公共交通の運行時刻や利用方法がわからない キ.公共交通の利用料金が高い ク.行きたい場所までの公共交通がない ケ.その他() コ.困っていることはない

問11	あなたが「新たに導入してほしい交通サービス」【〇は1つ】
	ア.循環バス(地域内をきめ細かいルートで巡回)を運行してほしい イ.バスやタクシーなど既存の交通の料金割引 ウ.免許返納後における支援 エ.その他()

4. 知内町が運行するデマンドバス利用について教えてください

知内町デマンドバスは、毎週月～金曜日に町内の地区ごとに運行しています。
片道200円で自宅から乗ることができ、町内にある各施設までご利用いただけます。

問12	デマンドバスを知っていますか？【〇は1つ】
	ア.知っており、利用したことがある ⇒ 問13へお進みください イ.知っているが、利用したことはない ⇒ 問14へお進みください ウ.わからない ⇒ 5にお進みください

問13	デマンドバスに何か要望することはありますか？【〇は2つ】
	ア.土日運行 イ.運行時刻の改定 ウ.料金の改定 エ.目的地の追加 ⇒ それはどこですか？ () オ.運行回数の増加 カ.帰り便までの待ち時間の短縮 キ.特にない ク.その他 ()

問14	今後デマンドバスを利用したいと思いますか？【〇は1つ】
	ア.今後利用したいと思う イ.今後利用したいが要望や気になるところがある ↳それはなんですか？ () ウ.利用するつもりはない

5. 公共交通に関する意見・要望がありましたら自由にお書きください

■ご協力いただきまして、ありがとうございました。
同封しました返信用封筒に入れて、12月2日までに投函してください。